

介護保険の崩壊的状況の改善を至急求める意見書

介護保険制度が施行されて、25年が経過しようとしている。

制度発足時は社会的背景を踏まえ、多くの介護ニーズに応え一定の効果を収めた介護保険制度ではあるが、現在の実情を見ると度重なる制度改正により実際には介護サービスが受けられない利用者がいることや要介護3以上でない原則特別養護老人ホームが利用できないなど著しく制限されている。

介護報酬についても改定の度に削減され、赤字経営の事業所が大幅に増える中、政府が訪問介護の基本報酬を引き下げたことにより閉鎖・倒産する事業所が相次いでいる。

また、介護従事者の賃金は、全産業平均よりも大幅に低く、大きな格差が指摘されており、低賃金と厳しい労働環境の改善が緊急に求められている。

このような現状を踏まえ、事業所の経営の安定化と職員の処遇改善が図られるよう下記のとおり要望する。

記

- 1 次期改定においては介護報酬を4%から5%引き上げること
- 2 倒産が激しい訪問介護部門で昨年減額改定された報酬を早急に元に戻すこと
- 3 物価変動や社会情勢の急激な変化に対応するため、3年に1度となっている介護報酬の改定を当面の間毎年実施すること
- 4 全産業平均を目安に介護職員の賃金を引き上げること
- 5 国が定める利用者一人当たりの食費の基準費用額について物価高騰を踏まえた金額に引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様